

○国家公安委員会告示第四十三号

国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特

例に関する措置を定める命令（令和二年
内閣府
国土交通省
令第三号）の規定に基づき、同令に規定する原動機付自

転車に係る国家公安委員会が定める基準を次のように定める。

令和二年九月三十日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特
例に関する措置を定める命令に規定する原動機付自転車に係る国家公安委員会が定める基準は、次に掲げる
とおりとする。

一 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

イ 長さ 百四十センチメートル

ロ 幅 八十センチメートル

ハ 高さ 百四十センチメートル

二 車体の重量は、四十キログラムを超えないこと。

三 車体の構造は、次に掲げるものであること。

イ 原動機として、電動機を用いること。

ロ 二十キロメートル毎時以上の速度を出すことができないこと。

ハ 運転者席は、立席であること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。